

## ●郵送による転出届について●

◇下記の書類を同封し、届出してください。

### ①「転出証明書郵便請求書」

転出証明書郵便請求書に必要事項を全て記入してください。

### ②「請求者の本人確認書類の写し」を1点

※有効期限内のものに限ります。

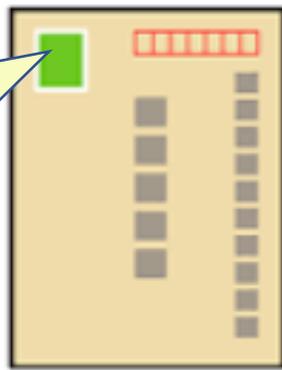
- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・身体障がい者手帳



### ③「返信用の封筒・切手」

返送先（転出先の住所、または転出前の住所に限ります）の郵便番号、住所、氏名を記入してください。※マイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用した転出届の場合は、封筒は不要です。

切手を忘れずに貼付して下さい。  
お急ぎの方は、速達分の切手を貼付して下さい。



#### 【ご注意ください】

- ・郵送の場合は、配達までに時間がかかります。日数に余裕をもってご請求ください。
- ・新住所あてへの送付については、郵便局へ「転居届」を届出が必要となる場合があります。「転居届」につきましては、お近くの郵便局にお問い合わせください。
- ・「マイナンバーカード」または「住民基本台帳カード」の交付を受けている方は転出される場合、転出証明書の交付は不要となりますが、転入した日から14日以内、または転出予定日から30日以内のうち、どちらか早い日付までに転入手続きを行ってください。（届出期間を経過した場合は、当該カードが失効し、転出の特例が受けられず、転出証明書の交付手続きを再度行っていただく必要があります。）